

平成17年3月16日

(各) 税関長 殿
沖縄地区税関長 殿

関 税 局 長 木 村 幸 俊

関税法基本通達等の一部改正等について

「経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定」(平成17年条約第8号)の発効及び「関税暫定措置法の一部を改正する法律」(平成16年法律第142号)の施行等に伴い、関税法基本通達等の一部を下記のとおり改正し、平成17年4月1日から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

なお、改正前の税関様式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用させることとして差し支えない。

記

第1 関税法基本通達(昭和47年3月1日蔵関第100号)の一部を次のように改正する。

1. 3-2の(1)中「シンガポール協定」の次に「及びメキシコ協定」を加え、同項の(2)中「(以下「シンガポール税率」という。)」の次に「及び「経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定」(平成17年条約第8号)(以下「メキシコ協定」という。))における関税についての特別の規定による便益による税率(以下「メキシコ税率」という。)」を加える。
2. 43の3-2の(2)中「シンガポール税率」の次に「、メキシコ税率」を加える。
3. 56-18中「第2710.19号-1-(3)-A-[2]-[i)」を「第2710.19号の1の(3)のAの[2)の[i)」に、「第2710.11号-1-(3)及び第2710.19号-1-(2)」を「第2710.11号の1の(3)及び第2710.19号の1の(2)」に、「8の7-10」を「8の9-10」に改める。
4. 67-3-4の(3)中「シンガポール税率」の次に「、メキシコ税率」を加える。
5. 67の2-3-3の(1)のイ中「((シンガポールの特定の貨物に係る関税の緊急措置))」の次に「、第

7条の9((メキシコの特定の貨物に係る関税の緊急措置))」を加える。

6.67-4-17中「関税定率法別表」を「定率法別表」に、「及びシンガポール協定の附属書」を「シンガポール協定の附属書及びメキシコ協定の附属書1第2節」に改める。

7.「第5節 シンガポール協定に係る輸入通関」を「第5節 シンガポール協定及びメキシコ協定に係る輸入通関」に改める。

8.68-5-1の見出しを「(シンガポール税率又はメキシコ税率を適用する場合の取扱い)」に改め、同項中「シンガポール税率」の次に「又はメキシコ税率」を加え、同項の(1)の八中「貨物」を「シンガポールからの貨物」に、「第5208項から第5212項」を「第52.08項から第52.12項」に改め、同八を二とし、同項の(2)中「同条第5項」を「同条第6項」に、「及び第6項」を「及び第7項」に改め、同項の(3)中「シンガポール税率」の次に「又はメキシコ税率」を加え、同項の(1)のイ及びロを次のように改める。

イ 暫定法第8条の7第4項に基づくメキシコ税率適用停止の有無の確認

輸入申告に係る貨物について、暫定法第8条の7第4項((メキシコ協定に基づく関税割当制度等の適用の停止))の規定に基づくメキシコ税率の適用停止の有無の確認を行う。

ロ シンガポール協定原産地証明書又はメキシコ協定原産地証明書についての確認

輸入申告に係る貨物が、令第61条第1項第2号イ後段かつこ書((シンガポール協定原産地証明書の提出を要しない貨物))又は同項第3号イ後段かつこ書((メキシコ協定原産地証明書の提出を要しない貨物))に規定する貨物である場合を除き、同項第2号イ((シンガポール協定原産地証明書))に規定するシンガポール協定原産地証明書(後記68 5 11(シンガポール協定原産地証明書及びメキシコ協定原産地証明書の様式))の規定により定める様式のもの)又は同項第3号イ((メキシコ協定原産地証明書))に規定するメキシコ協定原産地証明書(後記68 5 11(シンガポール協定原産地証明書及びメキシコ協定原産地証明書の様式))の規定により定める様式のもの)が添付されているか否か(添付されていない場合等には、同条第6項に規定する税関長が災害その他やむを得ない理由があると認める場合等に当たるか否か。)更にシンガポール協定原産地証明書又はメキシコ協定原産地証明書が添付されているときは、同条第4項((シンガポール協定原産地証明書の有効性))又は第5項((メキシコ協定原産地証明書の有効性))及び第7項((シンガポール協定原産地証明書及びメキシコ協定原産地証明書の有効期間))の規定に基づき、当該シンガポール協定原産地証明書又はメキシコ協定原産地証明書が次のすべての要件を満たしているか否かについて確認を行う。なお、シンガポール協定原産地証明書にあつては、同条第4項の規定に基づき、当該シンガポール協定原産地証明書に係る貨物を送り出した際(税関長がやむ

を得ない特別の事由があると認める場合には、送り出した後その事由により相当と認められる期間内。具体的取扱いの後記 68 5 13(「やむを得ない特別の事由」の意義)による。)に発給されたものであるか否かについても確認を行う。

(イ) シンガポール協定原産地証明書にあつては、同条第 4 項の規定に基づき、シンガポール協定附属書 B に定める事項が、メキシコ協定原産地証明書にあつては、同条第 5 項に基づき、メキシコ協定第 10 条に規定する統一規則に定める事項が記載されていること。なお、メキシコ協定においては、第三国に所在する当該原産地証明書を申請した輸出者又は生産者以外の者が本邦の輸入者に対し仕入書を発出する場合に、原産地証明書の発給時点において、当該貨物の輸入申告の際提出される仕入書の番号が不明であることを理由にメキシコ協定原産地証明書の「10. Invoice」の欄が空欄になつている場合がある。この場合には、当該原産地証明書と輸入申告された貨物との同一性の確認のため、必要に応じ、後記 68 5 21 の 2(メキシコ協定原産品であることについての確認)に定める手続きをとることとなるので、留意する。

(ロ) シンガポール協定原産地証明書にあつては、同条第 4 項に規定するシンガポール協定原産地証明書の発給につき権限を有する機関(後記 68 5 14(シンガポール協定原産地証明書及びメキシコ協定原産地証明書の発給機関)による。)により、メキシコ協定原産地証明書にあつては、同条第 5 項に規定するメキシコ協定原産地証明書の発給につき権限を有する機関(後記 68 5 14(シンガポール協定原産地証明書及びメキシコ協定原産地証明書の発給機関)による。)により発給されたものであること。

(ハ) 災害等その他やむを得ない理由によりその期間を経過した場合を除き、同条第 7 項に定める有効期間内のものであること。

(ニ) メキシコ協定原産地証明書にあつては、同証明書の「8. Preference criterion」の欄に「T P L」と表示されている場合には、同証明書の「11. Remarks:」の欄に「CERTIFICATE OF ELIGIBILITY ATTACHED」と表示されているとともに、同証明書と同一の貨物を対象としたメキシコ経済省が発給する「Certificate of Eligibility」が添付されていること。

八 非原産国における積替え等に関する確認

輸入申告に係る貨物が、シンガポールからのものにあつては、令第 61 条第 1 項第 2 号口(1)又は(2)((シンガポール税率対象貨物の本邦への運送方法))に、メキシコからのものにあつては、同項第 3 号口(1)又は(2)((メキシコ税率対象貨物の本邦への運送方法))に該当するものであるときは、当該貨物の課税価格の総額が 20 万円以下である場合を除き、通し船荷証券の写し等の同

項第2号口に規定するシンガポール協定運送要件証明書又は同項第3号口に規定するメキシコ協定運送要件証明書が添付されていること及びそれぞれその記載事項の確認を行う。

なお、シンガポール協定運送要件証明書又はメキシコ協定運送要件証明書として同項第2号口又は同項第3号口に規定する書類のうち、通し船荷証券の写し又は当該貨物について積替え等がされた非原産国の税関その他の権限を有する官公署が発給した証明書を提出することができないことにつき相当の理由があると認められるときは、同項第2号口(1)若しくは(2)又は同項第3号口(1)若しくは(2)に該当することを証する書類の提出(これが不可能であるときは、積替地等についてのシンガポール協定原産地証明書又はメキシコ協定原産地証明書への記載)をもつて、シンガポール協定運送要件証明書又はメキシコ協定運送要件証明書として同項第2号口又は同項第3号口に規定する書類のうち、その他税関長が適当と認める書類の提出があつたものとして取り扱つて差し支えない。この場合においても、当該貨物がシンガポール原産品又はメキシコ協定原産品であることを確認する必要があるので、留意する。

9.68 5 2の(1)中「該当する産品」を「該当する産品とする。」に改め、同項の(5)のイ中「シンガポールの原産品」を「シンガポール原産品」に改め、同項の(3)を次のように改める。

(3) 「十分な変更」とは、シンガポール協定附属書 A((品目別規則))に定める品目別規則(以下この節において「シンガポール協定品目別規則」という。)を満たす変更(2以上の規則が掲げられている場合には、いずれか1つを満たせば足りる。)をいう。

シンガポール協定品目別規則は、それぞれの品目毎に、関税分類の異なる材料の使用を求めるシンガポール協定品目別規則(以下この節において「関税分類変更基準を用いたシンガポール協定品目別規則」という。)特定の製造又は加工作業を行うことを求めるシンガポール協定品目別規則(以下この節において「特定加工基準を用いたシンガポール協定品目別規則」という。)又は付加価値基準を用いたシンガポール協定品目別規則からなっており、関税分類変更基準及び特定加工基準を用いたシンガポール協定品目別規則の取扱いについては後記 68 5 3(関税分類変更基準又は特定加工基準を用いた品目別規則の取扱い)により、付加価値基準を用いたシンガポール協定品目別規則の取扱いについては後記 68 5 4(付加価値基準を用いたシンガポール協定品目別規則の取扱い)による。

ただし、次の(4)に掲げる行為のみによつて当該変更が更に生じた場合には「十分な変更」とはみなさないものとする。

10.68 5 2の次に次の一項を加える。

(メキシコ協定原産品の認定の基準)

68 5 2の2 メキシコ税率を適用する場合において、輸入貨物がメキシコ協定第4章((原産地規則))の規定に基づきメキシコの原産品とされるもの(以下この節において「メキシコ協定原産品」という。)であるかの認定については、同協定第22条から第28条まで、第34条、第36条及び第38条((原産品・域内原産割合・材料の価額・僅少の非原産材料・中間材料・累積・代替性のある産品及び材料・原産資格を与えることとならない作業・適用及び解釈・定義))の規定に基づき、次により行う。また、セット、キット又は複合的な産品・間接材料・附属品、予備部品及び工具・小売用の包装材料及び包装容器・船積み用のこん包材料及びこん包容器については、同協定第29条から第33条まで((セット、キット又は複合的な産品・間接材料・附属品、予備部品及び工具・小売用の包装材料及び包装容器・船積み用のこん包材料及びこん包容器))の規定に基づき、下記68-5-3(関税分類変更基準又は特定加工基準を用いた品目別規則の取扱い)により行う。

なお、これらの規定は、協定税率の適用、原産地表示等他の目的のためのメキシコに係る原産地の認定には適用されないので、留意する。

(1) メキシコ協定原産品とは、次のいずれかの産品に該当する産品とする。

イ 日本又はメキシコ的一方又は双方の区域(以下この節において「日メキシコ両国域内」という。)において完全に得られ又は生産される産品

ロ 日メキシコ両国域内において原産材料のみから完全に生産される産品

ハ 非原産材料を使用して日メキシコ両国域内において完全に生産される産品であつて、メキシコ協定附属書4((品目別原産地規則))に定める品目別規則(以下この節において「メキシコ協定品目別規則」という。)に定める要件及び同協定第4章の他のすべての関連する要件を満たすもの

ニ 日メキシコ両国域内において完全に生産される産品(定率法別表の第61類から第63類までの産品を除く。)であつて、その生産に使用される1又は2以上の非原産材料について、定率法別表の関税率表の解釈に関する通則(以下この節において「通則」という。)2(a)が適用されることによつて、又は定率法別表の項又は号の規定が産品自体と当該産品の部分品の双方を明示的に記述し、部分品についての定率法別表の号の規定を有していないことから、関税分類の変更が行われないもの(ただし、メキシコ協定附属書4に別段の定めがある場合を除くほか、同協定第23条((域内原産割合))の規定に従つて決定される域内原産割合が50%以上であり、同協定第4章の他のすべての関連する要件を満たすことを条件とする。)

(2) 上記(1)のイにおいて、日メキシコ両国域内において完全に得られ又は生産されたものとは、

次のいずれかの産品に該当する産品をいう。

イ 日メキシコ両国域内において採取される鉱物性生産品

ロ 日メキシコ両国域内において収穫される植物性生産品

ハ 生きている動物であつて、日メキシコ両国域内において生まれ、かつ、成育されたもの

ニ 日メキシコ両国域内において狩猟又は漁ろうにより得られる産品

ホ メキシコの船舶により、メキシコの領海外の海から得られる魚介類その他の水産品

ヘ メキシコの工船上において上記ホに規定する産品から生産される産品

ト メキシコ又はメキシコの者により、メキシコの領海外の海底又はその下から得られる産品。

ただし、メキシコが当該海底を開発する権利を有することを条件とする。

チ 日メキシコ両国域内における生産から生じ又は得られる廃品及びくず、又は中古の産品で

あつて、日メキシコ両国域内において収集されるもの（当該産品が原材料の回収のみに適するものであるものに限る。）から生じ又は得られる廃品及びくず

リ 日メキシコ両国域内において専ら上記イからチまでに規定する産品又はそれらの派生物

から生産される産品（いずれの段階で生産されるものであるかを問わない。）

- (3) メキシコ協定原産品の認定上、メキシコ協定品目別規則に定める関連する関税分類の変更が行われる非原産材料を使用し、かつ、同規則に定める他の要件を満たす産品の生産は、日メキシコ両国域内において完全に行われなければならない。また、当該産品の域内原産割合は、日メキシコ両国域内において完全に満たさなければならない。

メキシコ協定品目別規則は、それぞれの品目毎に、関税分類の異なる材料の使用を求めるメキシコ協定品目別規則（以下この節において「関税分類変更基準を用いたメキシコ協定品目別規則」という。）特定の製造又は加工作業を行うことを求めるメキシコ協定品目別規則（以下この節において「特定加工基準を用いたメキシコ協定品目別規則」という。）又は域内原産割合を用いたメキシコ協定品目別規則からなつており、関税分類変更基準及び特定加工基準を用いたメキシコ協定品目別規則の取扱いについては後記 68 5 3（関税分類変更基準又は特定加工基準を用いた品目別規則の取扱い）により、域内原産割合を用いたメキシコ協定品目別規則の取扱いについては後記 68 5 4 の 2（域内原産割合を用いたメキシコ協定品目別規則の取扱い）による。

ただし、次の(4)に掲げる作業が行われることのみを理由としてメキシコ協定原産品とはならない。メキシコ協定第 34 条に規定する次のものは、メキシコ協定品目別規則に優先するものである。

- (4) 次に掲げる作業は、メキシコ協定原産品としての資格を与えることとはならない。
- イ 産品の特性を実質的に変更しない水又は他の物質による希釈
 - ロ 産品の維持のために輸送中又は保管中に行う単純な作業（通気、冷却、損傷部分の除去、乾燥、物質の添加等）
 - ハ ふるい分け、分類又は選択
 - ニ こん包、再こん包又は小売用の包装
 - ホ セット、キット又は複合的な産品を構成する産品の収集
 - ヘ 印章、ラベルその他これらに類する識別のための記号の使用
 - ト 洗浄（粉じん、酸化物、油、塗料その他の被覆の除去を含む。）
 - チ 通則 2(a)の規定に従つて一の産品として分類される部品及び構成品の単なる収集（包装、取扱い又は運送の便宜を考慮してあらかじめ分解されたメキシコ協定原産品の部品及び構成品の収集は含まない。）
 - リ 部品又は構成品への産品の単なる分解（包装、取扱い又は運送の便宜を考慮してあらかじめ組み立てられたメキシコ協定原産品の分解は含まない。）
- (5) 産品の生産に使用する非原産材料であつて、メキシコ協定品目別規則に定める関税分類の変更が行なわれないすべてのものの価額が当該産品の取引価額の 10%以下であり、かつ、当該産品がメキシコ協定第 4 章の他のすべての関連する要件を満たす場合には、同協定第 25 条（（僅少の非原産材料））の規定により、メキシコ協定原産品とされる。当該規定を適用した場合には、メキシコ協定原産地証明書の「9. Other instances」の欄に「DMI」と表示される。
- (6) 産品の生産者は、域内原産割合を用いたメキシコ協定品目別規則の域内原産割合の決定に当たり、メキシコ協定第 26 条（（中間材料））の規定により、自己生産の材料を同条に規定する中間材料（以下この節において「中間材料」という。）として指定することができる。当該規定を適用した場合には、メキシコ協定原産地証明書の「9. Other instances」の欄に「IM」と表示される。

ただし、当該中間材料が域内原産割合を用いたメキシコ協定品目別規則の対象となる場合には、当該中間材料の域内原産割合は 45%以上でなければならない。この場合において、当該中間材料の価額は、統一規則の附属書 1 に規定されるとおり、租税関係報告、財務関係報告、社内管理、財務計画等、企業の社内管理で用いられる方法を用いることができるが、メキシコ協定第 4 章の規定の脱法行為を目的とすると認められる場合には、合理的な方法とはみなされない。留意する。

(7) 製品の生産者は、当該製品がメキシコ協定原産品としての要件を満たす場合には、メキシコ協定第 27 条 ((累積)) の規定により、当該製品に組み込まれている材料について、日メキシコ両国域内における第三者による生産を自らによる生産と累積することができる。当該規定を適用した場合には、メキシコ協定原産地証明書の「9. Other instances」の欄に「ACU」と表示される。この場合、生産者は、自己の生産した製品がメキシコ協定原産品であるか否かを確認するに当たり、使用した材料(一次材料)が原産材料であるか否かを確認するため、一次材料の材料(二次材料)に遡って累積することとなるので、累積の適用は、一回となることに留意する。

なお、シンガポール協定においては、1 又は複数の生産者によつて継続的に行われる工程であれば、途中の工程が本邦及びシンガポール以外の国においてなされた場合であつても、シンガポールにおいて行われた生産であるとみなされるが、メキシコ協定においては、日メキシコ両国域内における生産に限られるので、留意する(前記 68 - 5 - 2 の(5)の口参照)。

(8) 在庫において混在している代替性のある原産材料及び非原産材料が製品の生産に使用される場合、又は代替性のある原産品及び非原産品が在庫において混在している場合には、メキシコ協定第 28 条 ((代替性のある製品及び材料)) の規定により、同条 3 に規定する先入れ先出し方式、後入れ先出し方式又は平均方式のいずれかの在庫管理方式に従つて決定することができる。当該規定を適用した場合には、メキシコ協定原産地証明書の「9. Other instances」の欄に「FGM」と表示される。

11. 68 5 3 を次のように改める。

(関税分類変更基準又は特定加工基準を用いた品目別規則の取扱い)

68 5 3 関税分類変更基準又は特定加工基準を用いたシンガポール協定品目別規則又はメキシコ協定品目別規則の適用対象となる「材料」は非原産材料のみであり、「非原産材料」とは、シンガポール協定又はメキシコ協定上の原産品とされない材料をいう。

(1) シンガポール協定においては、同協定上の本邦の原産品についても、同協定第 24 条 1 ((累積)) の規定によりシンガポール原産品とみなされるため、「非原産材料」から除外されるので、留意する。なお、「非原産材料」には、貨物の生産に使用される動力、燃料、設備、装置、機械及び工具を含めないものとする。

(2) メキシコ協定においては、以下の点に留意する。

イ メキシコ協定原産品であつて、最終的な生産工程(前記 68 - 5 - 2 の 2(4)に掲げる作業を除く。)が本邦で行われるものについても、メキシコ協定第 27 条 ((累積)) の規定により、産

品の生産者が日メキシコ両国域内における第三者による生産を自らによる生産と累積する場合には、「非原産材料」から除外されるので、留意する。また、製品の生産者が、同協定第 26 条 ((中間材料)) の規定により自己生産の材料を中間材料として指定した場合であつて、同協定第 28 条 ((代替性のある産品及び材料)) に規定する在庫管理方式に従つてメキシコ協定原産品であると決定した場合においても、「非原産材料」から除外される。

ロ 製品の生産、試験若しくは検査に使用される物 (当該産品に物理的に組み込まれないものに限る。) 又は製品の生産に関連する建物の維持若しくは設備の稼動のために使用される物は、メキシコ協定第 30 条 ((間接材料)) 及び同協定第 38 条 ((定義)) (i) の規定により、「非原産材料」に含まれない。なお、間接材料には、燃料及びエネルギー、工具、ダイス及び鋳型、設備及び建物の維持のために使用される予備部品及び材料、生産の過程で使用され、又は設備及び建物の稼動のために使用される潤滑剤、グリース、コンパウンド材その他の材料、触媒及び溶剤等がある。

ハ 通則 3 の規定に従つて関税分類が決定されるセット、キット又は複合的な産品 (以下この項において「セット等」という。) 及び定率法別表にセット等として明示的に記述される産品は、当該セット等に含まれるすべての産品がメキシコ協定第 4 章の規定に従いそれぞれの産品に関連する原産地規則を満たす場合には、メキシコ協定原産品とする (例 : メキシコ協定品目別規則第 8471.49 号) 。

ニ 産品と共に納入される附属品、予備部品及び工具 (以下この項において「附属品等」という。) で、標準的なものについては、メキシコ協定第 31 条 ((附属品、予備部品及び工具)) の規定により、当該産品の生産に使用されたすべての非原産材料についてメキシコ協定品目別規則に定める関税分類の変更が行われたか否かを決定するに当たつて考慮しない (当該附属品等に係る送り状が当該産品の送り状と別立てにされておらず、当該附属品等の数量及び価額が当該産品について慣習的なものである場合に限る。) 。

ただし、当該産品が域内原産割合を用いたメキシコ協定品目別規則の域内原産割合の要件の対象となる場合には、この限りでない。

ホ 産品を小売用に包装するための包装材料及び包装容器については、メキシコ協定第 32 条 ((小売用の包装材料及び包装容器)) の規定により、通則 5 の規定に従つて当該産品に含まれるものとして分類される場合には、当該産品に使用されたすべての非原産材料についてメキシコ協定品目別規則に定める関税分類の変更が行われたか否かを決定するに当たつて考慮しない。ただし、当該産品が域内原産割合を用いたメキシコ協定品目別規則の域内原産割

合の要件の対象となる場合には、この限りでない。

へ 船積み用のこん包材料及びこん包容器については、メキシコ協定第 33 条 ((船積み用のこん包材料及びこん包容器)) の規定により、メキシコ協定品目別規則に定める関税分類の変更が行われたか否か、又は域内原産割合を用いたメキシコ協定品目別規則の域内原産割合の要件を満たしているか否かを決定するに当たつて考慮しない。

12.68 5 4 の見出しを「(付加価値基準を用いたシンガポール協定品目別規則の取扱い)」に改め、同項中「品目別規則の」を「シンガポール協定品目別規則の」に、「品目別規則に」を「同品目別規則に」に、「同協定第 22 条」を「シンガポール協定第 22 条」に、「第 24 条 1 項」を「第 24 条 1」に改め、同項の(1)のイ中「輸出される貨物」を「送り出される貨物」に、「輸出港」を「送出港」に、「輸出の際」を「送り出した際」に改める。

13.68 5 4 の次に次の一項を加える。

(域内原産割合を用いたメキシコ協定品目別規則の取扱い)

68 5 4 の 2 域内原産割合を用いたメキシコ協定品目別規則における製品の域内原産割合は、取引価額方式により算出し、次の計算式により算定する。

$$\text{域内原産割合}(\%) = \frac{\text{製品の取引価額} - \text{非原産材料価額}}{\text{製品の取引価額}} \times 100$$

この場合における用語の意義は次による。

- (1) 「製品の取引価額」とは、メキシコから送り出される貨物のメキシコの送出港における、買手から売手に支払われる貨物の本船甲板渡し価額である。ただし、メキシコの生産者が製品を直接送り出さない場合には、メキシコにおいて買手が当該生産者から当該製品を受領する地点における価額となる等、メキシコ協定第 23 条 3、4 及び 5 ((域内原産割合)) に特別の規定が定められているので、留意する。
- (2) 「非原産材料価額」とは、製品の生産において生産者が使用したすべての非原産材料の価額をいうものとし、次のとおり算出する。

イ メキシコ協定第 24 条 4 (a) ((材料の価額)) の規定により、製品の生産に当たつて生産者が取得し、かつ、使用する原産材料の生産において、当該原産材料の生産者が使用した非原産材料の価額は、非原産材料価額に含めないで、留意する。例えば、メキシコ協定品目別規則において満たすべき域内原産割合が 60% 以上である旨規定されている材料の場合、当該材料に含まれる原産材料の価額の割合が 70%、非原産材料の価額の割合が 20%、諸経費の

価額の割合が10%であるときには、当該材料は原産材料と認められることから、当該材料に含まれる非原産材料の価額は、非原産材料価額の算出に当たつて考慮しない。他方、当該材料に含まれる原産材料の価額の割合が40%、非原産材料の価額の割合が50%、諸経費の価額の割合が10%であるときには、当該材料は非原産材料と認められることから、当該材料に含まれる非原産材料の価額は、非原産材料価額に含まれることとなるので、留意する。

ロ メキシコ協定第26条((中間材料))の規定に基づき製品の生産者が中間材料として指定する自己生産の原産材料において、当該生産者が使用した非原産材料の価額も同様に、同協定第24条4(b)の規定により、非原産材料価額に含めないこととなる。

14.68 5 5中「品目別規則に」を「シンガポール協定品目別規則に」に改め、同項の(1)中「品目別規則が関税分類変更基準又は特定加工基準を用いた品目別規則」を「シンガポール協定品目別規則が関税分類変更基準又は特定加工基準を用いたシンガポール協定品目別規則」に改め、同項の(2)中「品目別規則が付加価値基準を用いた品目別規則」を「シンガポール協定品目別規則が付加価値基準を用いたシンガポール協定品目別規則」に改める。

15.68 5 6中「令第61条第1項第2号イ」の次に「及び同項第3号イ」を加え、同項の(1)中「シンガポール協定原産地証明書」の次に「又はメキシコ協定原産地証明書」を、「シンガポール税率」の次に「又はメキシコ税率」を、「シンガポール原産品」の次に「又はメキシコ協定原産品」を加え、同項の(2)中「((運送要件証明書))」を「((シンガポール協定運送要件証明書))又は同項第3号ロ((メキシコ協定運送要件証明書))」に改め、「シンガポール協定原産地証明書」の次に「又はメキシコ協定原産地証明書」を加える。

16.68 5 7中「シンガポール税率」の次に「又はメキシコ税率」を、「シンガポール原産品」の次に「又はメキシコ協定原産品」を加える。

17.68 5 8中「((シンガポール原産地証明書))」を「((シンガポール協定原産地証明書))及び同項第3号イ((メキシコ協定原産地証明書))」に改め、同項の(1)中「シンガポール税率対象貨物」の次に「又はメキシコ税率対象貨物」を加え、同項の(2)中「シンガポール原産品」の次に「又はメキシコ協定原産品」を、同項の(2)のイ及びロ中「シンガポール」の次に「又はメキシコ」を加える。

18.68 5 9中「シンガポール協定第27条(b)((積送基準))に掲げる条件を満たしたものと、令第61条第1項第2号ロ(1)及び(2)((シンガポール原産品の本邦への運送方法))に掲げるものをいい、同号ロの規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。」を「シンガポール協定第27条(b)((積送基準))に規定する積送条件を満たしたシンガポール原産品とは、令第61条第1項第2号ロ(1)及び(2)((シンガポール原産品の本邦への運送方法))に掲げるものをいい、メキシコ協定第35条

2((積替え))に規定するメキシコ協定原産品としての資格を失っていないものとは、令第61条第1項第3号口(1)及び(2)((メキシコ協定原産品の本邦への運送方法))に掲げるものをいい、同項第2号口及び第3号口の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。」に改め、同項の(1)中「同号口の」を「令第61条第1項第2号口又は第3号口に規定する」に改め、「シンガポール」の次に「又はメキシコ」を加え、同項の(2)中「同号口(1)の」を「令第61条第1項第2号口(1)又は第3号口(1)に規定する」に、「から輸出される」を「又はメキシコから送り出される」に、「意志」を「意思」に改める。

19.68 5 10 の見出しを「(「博覧会等への出品のため送り出された貨物」の取扱い)」に改め、同項中「((博覧会等への出品のための輸出された貨物))に規定する「博覧会等への出品のための輸出された貨物」を「((シンガポールから博覧会等への出品のため送り出された貨物))又は同項第3号口(2)((メキシコから博覧会等への出品のため送り出された貨物))に規定する「博覧会等への出品のため送り出された貨物」に、「令第61条第1項第2号口(2)」を「令第61条第1項第2号口(2)又は同項第3号口(2)」に改め、「シンガポール」の次に「又はメキシコ」を加える。

20.68 5 11 を次のように改める。

(シンガポール協定原産地証明書及びメキシコ協定原産地証明書の様式)

68 5 11 令第61条第1項第2号イに規定するシンガポール協定原産地証明書の様式は、「REPUBLIC OF SINGAPORE PREFERENTIAL CERTIFICATE OF ORIGIN」(C 5292)とし、同項第3号イに規定するメキシコ協定原産地証明書の様式は、「AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND THE UNITED MEXICAN STATES FOR THE STRENGTHENING OF THE ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN」(C 5293)とする。

21.68 5 12 の見出しを「(シンガポール協定原産地証明書及びメキシコ協定原産地証明書の有効性の認定)」に改め、同項中「第36条の3第3項、第51条の12第3項又は第61条第1項第2号イ((シンガポール協定原産地証明書の提出))の規定により税関に提出されたシンガポール協定原産地証明書」を「第36条の3第3項(第51条及び第51条の8の規定において準用する場合を含む。)第51条の12第3項、第61条第1項第2号イ((シンガポール協定原産地証明書の提出))又は同項第3号イ((メキシコ協定原産地証明書の提出))の規定により、税関に提出されたシンガポール協定原産地証明書又はメキシコ協定原産地証明書」に、「シンガポール協定第三章」を「シンガポール協定第3章又はメキシコ協定第4章及び第5章第1節」に改め、同項の(1)中「に規定する必要記載事項」の次に「が、メキシコ協定原産地証明書にメキシコ協定第10条((統一規則))に規定する統一規則に定める事項」を、「後記68 5 14(シンガポール協定原産地証明書)の次に「及びメキシコ協定原産地証

明書」を加え、同項の(2)中「シンガポール協定原産地証明書」の次に「又はメキシコ協定原産地証明書」を加え、同項の(2)のイ中「(シンガポール協定原産地証明書の様式)」を「(シンガポール協定原産地証明書及びメキシコ協定原産地証明書の様式)」に改め、「(包装の個数及び種類並びに品名)」の欄」の次に「又はメキシコ協定原産地証明書の様式の「5. HS Tariff Classification Number」の欄」を加え、同項の(2)のイの(1)中「品目別規則」を「シンガポール協定品目別規則」に改め、「品名」の欄」の次に「又はメキシコ協定品目別規則の表上欄」を加え、「同表中の」を「シンガポール協定品目別規則の表中」に改め、「規則」の欄」の次に「又はメキシコ協定品目別規則の表下欄」を加え、「当該条件」を「シンガポール協定品目別規則の表中「規則」の欄又はメキシコ協定品目別規則の表下欄の条件」に改め、「シンガポール」の次に「又はメキシコ」を加え、同項の(2)のイの(ロ)中「品目別規則のいずれもが4桁分類変更による関税分類変更基準を用いた品目別規則」を「シンガポール協定品目別規則又はメキシコ協定品目別規則が、それぞれシンガポール協定品目別規則の表中「規則」の欄又はメキシコ協定品目別規則の表下欄に規定する関税分類変更基準を用いたもの」に改め、同項の(2)のイの(ハ)中「品目別規則の「規則」の欄」を「シンガポール協定品目別規則の表中「規則」の欄又はメキシコ協定品目別規則の表下欄」に、「シンガポールの原産品」を「シンガポール原産品又はメキシコ協定原産品」に改め、同項の(2)のロ中「シンガポール協定原産地証明書」の次に「又はメキシコ協定原産地証明書」を加え、同項の(3)中「シンガポール協定原産地証明書」の次に「又はメキシコ協定原産地証明書」を加え、同項の(4)中「シンガポール協定原産地証明書」の次に「又はメキシコ協定原産地証明書」を加え、「当該証明書に” DUPLICATE ”又は” DUPLICATA ”」を「シンガポール協定原産地証明書にあつては、当該証明書に” DUPLICATE ”又は” DUPLICATA ”と、メキシコ協定原産地証明書にあつては、当該証明書に” DUPLICATE ”」に、「第6項」を「第7項」に改め、同項の(4)の次に次のように加える。

- (5) 貨物がメキシコから送り出された後において発給されたメキシコ協定原産地証明書の場合には、当該証明書に” ISSUED RETROSPECTIVELY ”と表示され、送り出された後に発給されたことが明らかに表示されていること。

なお、送り出された後に発給されたメキシコ協定原産地証明書の発給年月日は、貨物がメキシコから送り出された日であるので、令第61条第7項((シンガポール協定原産地証明書及びメキシコ協定原産地証明書の有効期間))の規定の適用に当たり留意する。

22.68 5.13の(1)のイ中「輸出時」を「送り出した時」に改め、同項の(1)のロ中「輸出者」を「送り出した者」に、「輸出後」を「送り出した後」に改め、同項の(2)中「輸出手続」を「送出手続」に、「輸出後」を「送り出した後」に、「輸出の際」を「送り出した際」に、「取扱つて」を「取り扱つて」

に改める。

23.68 5 14 の見出しを「(シンガポール協定原産地証明書及びメキシコ協定原産地証明書の発給機関)」に改め、同項中「シンガポール協定原産地証明書に」を「令第61条第5項((メキシコ協定原産地証明書の有効性))に規定する「発給につき権限を有する機関」は、メキシコ経済省をいい、シンガポール協定原産地証明書又はメキシコ協定原産地証明書に」に改める。

24.68 5 15 中「第36条の3第3項、第51条の12第3項又は第61条第5項((シンガポール協定原産地証明書の提出))並びに同条第6項ただし書((シンガポール協定原産地証明書の有効期間))」を「第36条の3第3項(第51条及び第51条の8の規定において準用する場合を含む。)、第51条の12第3項又は第61条第6項((シンガポール協定原産地証明書及びメキシコ協定原産地証明書の提出))並びに同条第7項ただし書((シンガポール協定原産地証明書及びメキシコ協定原産地証明書の有効期間))」に改める。

25.68 5 16 の見出しを「(シンガポール協定原産地証明書及びメキシコ協定原産地証明書の提出猶予の取扱い)」に改め、同項中「第36条の3第3項、第51条の12第3項又は第61条第5項((シンガポール協定原産地証明書の提出猶予))」を「第36条の3第3項(第51条及び第51条の8の規定において準用する場合を含む。)、第51条の12第3項又は第61条第6項((シンガポール協定原産地証明書及びメキシコ協定原産地証明書の提出猶予))」に改め、「規定によるシンガポール協定原産地証明書」の次に「又はメキシコ協定原産地証明書」を加え、「シンガポール協定原産地証明書提出猶予申出書」を「シンガポール協定原産地証明書・メキシコ協定原産地証明書提出猶予申出書」に改める。

26.68 5 17 の見出しを「(分割して輸入する場合のシンガポール協定原産地証明書及びメキシコ協定原産地証明書の取扱い)」に改め、同項中「シンガポール協定原産地証明書」の次に「又はメキシコ協定原産地証明書」を、「シンガポール税率」の次に「又はメキシコ税率」を加える。

27.68 5 18 の見出しを「(シンガポール協定原産地証明書及びメキシコ協定原産地証明書の有効期間延長の取扱い)」に改め、同項中「第61条第6項((シンガポール協定原産地証明書の有効期間))」を「第61条第7項((シンガポール協定原産地証明書及びメキシコ協定原産地証明書の有効期間))」に改め、「経過したシンガポール協定原産地証明書」の次に「又はメキシコ協定原産地証明書」を加え、「同条」を「同項」に改める。

28.68 5 19 の見出しを「(輸入申告又は蔵入申請等が行われない輸入貨物等に対するシンガポール税率及びメキシコ税率の適用)」に改め、同項中「関税法」を「法」に改め、「シンガポール協定原産地証明書」の次に「又はメキシコ協定原産地証明書」を、「シンガポール税率」の次に「又はメキシ

コ税率」を加え、同項に次のように加える。

なお、暫定法第 8 条の 7 第 4 項 ((メキシコ協定に基づく関税割当制度等の適用の停止)) に規定する貨物については、当該貨物の課税原因発生の日当該貨物について同項に基づくメキシコ税率の適用が停止されていない限り、メキシコ税率を適用して差し支えない。

29. 68 5 21 の見出しを「(シンガポール原産品に係る原産地証明の確認のための援助)」に改める。

30. 68 5 21 の次に次の一項を加える。

(メキシコ協定原産品であることについての確認)

68 5 21 の 2 メキシコから輸入される貨物がメキシコ協定原産品であるか否かを決定する必要がある場合には、メキシコ協定第 44 条 ((原産品であることについての確認)) の規定に基づき確認を行うこととし、実施に当たっては、本省に協議するものとする。この場合には、当該貨物の輸入者に対し、メキシコ協定原産品であることについての確認に関する同協定の規定を説明することとする。なお、確認を行おうとする前には、輸入者に対し照会を行う等、疑義の解明に努めるものとする。

(1) メキシコ協定原産品であるか否かを決定するための確認は、次のいずれかの方法により行うものとする。

イ メキシコ経済省に対し、当該貨物がメキシコ協定原産品であるか否かに関する情報をメキシコ協定原産地証明書に基づいて要請する。

ロ メキシコに所在する送り出した者又は生産者に対して質問書を送付する。

ハ メキシコ経済省が行うメキシコにおける送り出した者又は貨物の生産者の施設への訪問に立会い、当該訪問を通じて、メキシコ協定第 4 章 ((原産地規則)) の規定に適合していることを示す情報 (同協定第 43 条 ((記録の保管)) の規定に従って保管される文書に含まれる情報を含む。) を収集すること及びそのため当該貨物の生産に使用された設備の確認を行うこと、並びにそのようにして収集した情報を英語で提供することを、要請する。

(2) 上記(1)のイの方法により確認を行う場合において、必要と認める場合には、貨物がメキシコ協定原産品であるか否かに関する追加の情報を要請するものとする。

メキシコ経済省が要請の日の後 4 ヶ月 (追加の情報にあっては、2 ヶ月) の期間内に回答を行わない場合には、メキシコ協定第 44 条 3 ((記録の保管)) の規定により、確認の対象となつている貨物がメキシコ協定原産品ではないと決定されることから、当該貨物に係るメキシコ協定原産地証明書を無効なものと認めて、メキシコ税率を適用しないこととなるので、留意する。

(3) 上記(1)のロの方法により確認を行う場合において、メキシコに所在する送り出した者又は

生産者に対する質問書は、次のいずれかの方法により送付するとともに、直ちにメキシコ経済省に通報するものとする。なお、メキシコに所在する送り出した者又は生産者への連絡及び質問書の回答は、英語によるものとする。

イ 受領の確認を伴う配達記録郵便又は書留郵便

ロ 送り出した者又は生産者による受領の確認を伴うその他の方法

質問書に対する回答を当該質問書を受領した日から 30 日の期間内に受領し、かつ、確認の対象となつている貨物がメキシコ協定原産品であるか否かを決定するためにより多くの情報を必要とすると認めるときは、追加の質問書により送り出した者又は生産者に対し、当該質問書を受領した日から 30 日の期間を与えて、追加の情報を要請するものとする。

質問書（追加の質問書を含む。）に対する回答が、貨物がメキシコ協定原産品であることを決定するための十分な情報を含まない場合には、確認の対象となつている貨物がメキシコ協定原産品でないと決定し、メキシコ税率を適用しないものとする。この場合には、送り出した者又は生産者に対し、上記イ又はロの方法により、当該貨物がメキシコ協定第 4 章（（原産地規則））の規定に従つてメキシコ協定原産品とされるか否かについての書面による決定（当該決定に係る事実認定及び法的根拠を含む。）を送付するものとする。

質問書に対する回答が、当該質問書を受領した日から 30 日の期間内に送付されない場合には、メキシコ協定第 44 条 8(b)（（原産品であることについての確認））の規定により、確認の対象となつている貨物がメキシコ協定原産品でないと決定されることから、当該貨物に係るメキシコ協定原産地証明書を無効なものと認めて、メキシコ税率を適用しないこととなるので、留意する。

(4) 上記(1)の八の方法により確認を行う場合には、本省を通じて行う。なお、訪問の実施の要請については、訪問の実施を希望する日の少なくとも 30 日前までに受領の確認を伴う方法により、メキシコ政府に対し、次の事項に関する情報を含む書面を送付する必要があり、情報の修正がある場合には、訪問の実施を希望する日よりも前に（訪問の実施を希望する日を修正する場合には、10 日前までに）書面により通報する必要があるので、留意する。

イ 当該書面を送付する税関を特定する事項

ロ 施設への訪問が要請される送り出した者又は生産者の氏名又は名称

ハ 訪問の実施を希望する日及び場所

ニ 訪問の目的及び実施の範囲（確認の対象となつているメキシコ協定原産地証明書所載の貨物の明記を含む。）

ホ 訪問に立ち会う税関の職員の氏名及び官職

メキシコ政府が訪問の実施を拒否する場合又は書面による要請に対し当該書面を受領した日から 20 日以内に回答しない場合には、メキシコ協定第 44 条 14((原産品であることについての確認))の規定により、訪問の対象とされた貨物がメキシコ協定原産品でないと決定されることから、当該貨物に係るメキシコ協定原産地証明書を無効なものと認めて、メキシコ税率を適用しないこととなるので、留意する。

- (5) 上記(1)の確認の過程において、貨物の生産に使用された材料がメキシコ協定原産材料(メキシコ協定第 4 章((原産地規則))の規定に従って原産材料とされる材料をいう。以下この項において同じ。)であるか否かを決定するために必要な情報を要請した場合において、送り出した者若しくは生産者が貨物の生産に使用された材料がメキシコ協定原産材料であることを証明する当該貨物に関する情報の提供を行わない場合、又は提供された情報が当該材料がメキシコ協定原産材料であると決定するために十分でない場合には、当該材料はメキシコ協定原産材料でないと決定するものとする。なお、当該決定により、必ずしも、当該貨物自体がメキシコ協定原産品でないとの決定が導かれるものでないことに留意する。
- (6) 上記(1)の確認の手続を実施した後、その貨物が確認の対象となつた送り出した者又は生産者に対し、上記(3)のイ又はロの方法により、当該貨物がメキシコ協定第 4 章((原産地規則))の規定に従ってメキシコ協定原産品とされるか否かについての書面による決定(当該決定に係る事実認定及び法的根拠を含む。)を送付するものとする。
- (7) メキシコ経済省が期間内に回答を行わない場合、質問書に対する送り出した者又は生産者による回答が期間内に送付されない場合、並びにメキシコ政府が訪問の実施を拒否する場合又は訪問の実施の要請を行うための書面に対し期間内に回答しない場合には、メキシコ協定第 44 条((原産品であることについての確認))の規定により、問題となつている貨物に対しメキシコ税率を適用しないこととなるが、この場合には送り出した者又は生産者に対し、上記(3)のイ又はロの方法により書面による決定を送付するものとする。
- (8) 当該確認を通じて得た情報に基づいて貨物がメキシコ協定原産品でないと決定し、かつ、上記(6)により送り出した者又は生産者に対し書面による決定を送付する場合には、当該貨物に対しメキシコ税率を適用しないこととする前に、その貨物が確認の対象とされた送り出した者又は生産者に対し、意見又は追加の情報を提出するための期間として書面による決定の受領の日から 30 日の期間を与えるものとし、当該期間内に当該送り出した者又は生産者から受領した意見又は追加の情報を考慮した後に最終的な決定を行うものとする。当該最終的な決定は、

当該送り出した者又は生産者に対し、上記(3)のイ又はロの方法により送付するものとする。

(9) メキシコ協定原産品として申告された貨物について、上記(1)の確認を行う場合であつて、輸入者が特に引取りを急ぐ理由があると認められるときは、法第73条第1項((輸入の許可前における貨物の引取り))及び第77条第7項((郵便物の関税の納付等))の規定に基づき担保を提供させ、当該貨物の引取りの許可を行つても差し支えない。ただし、メキシコ協定附属書1第2節の日本国の表5欄(注釈)に21、24、25、26、27、29、30、31及び32の番号が掲げられた品目に分類される貨物(限度枠管理されている貨物)については、この限りでないので、留意する。

31.73 3-2 の(3)の口中「又は特惠税率の適用」を「メキシコ税率又は特惠税率の適用」に、「シンガポール税率の適用」を「シンガポール税率又はメキシコ税率の適用」に、「第5項」を「第6項」に改める。

第2 関税定率法基本通達(昭和47年3月1日蔵関第101号)の一部を次のように改正する。

3 1中「シンガポール税率」の次に「又はメキシコ税率」を加える。

第3 関税暫定措置法基本通達(昭和48年8月15日蔵関第1150号)の一部を次のように改正する。

1.8の7 1の見出しを「(軽減税率等の適用手続)」に改め、同項中「第8条の7((軽減税率の適用手続))」を「第8条の9((軽減税率等の適用手続))」に改め、同項の(1)中「((軽減税率の適用についての手続))」を「((軽減税率等の適用についての手続))」に、「軽減税率適用明細書」を「軽減税率等適用明細書」に改め、同項の(2)中「第62条第8号」を「第62条第1項第8号」に改め、同項の(3)中「第62条第9号」を「第62条第1項第9号」に改め、同項の(4)中「第62条第1号」を「第62条第1項第1号」に、「第20号」を「同項第20号」に改め、同項の(5)中「軽減税率」を「軽減税率等」に、「第62条第1号」を「第62条第1項第1号」に、「令第62条第2号」を「同項第2号」に、「令第62条第8号」を「同項第8号」に、「令第62条第20号」を「同項第20号」に改め、同項の(6)中「第62条」を「第62条第1項」に改め、「関税割当証明書を」の次に「令第62条第2項((譲許の便益の適用について手続を要する物品の指定))」に規定する物品であるときは、メキシコ協定割当政令第1条第9項((関税割当証明書の発給))の規定に基づき発給された関税割当証明書を」を加え、同項を8の9 1とする。

2.8の7 2中「第62条第1号」を「第62条第1項第1号」に改め、同項を8の9 2とする。

3.8の7 3中「第62条第2号」を「第62条第1項第2号」に、「同条第3号」を「第3号」に改め、

同項を8の9 3とする。

4.8の7 4中「第62条第4号」を「第62条第1項第4号」に改め、同項を8の9 4とする。

5.8の7 5中「第62条第8号」を「第62条第1項第8号」に、「同第9号」を「第9号」に改め、同項の(1)中「第8条の7((軽減税率の適用手続))」を「第8条の9第1項((軽減税率の適用手続))」に改め、同項を8の9 5とする。

6.8の7 6を8の9 6とする。

7.8の7 7中「第62条第10号」を「第62条第1項第10号」に改め、同項を8の9 7とする。

8.8の7 8中「第62条第14号」を「第62条第1項第14号」に、「同条第15号」を「第15号」に、「同条第16号」を「第16号」に、「同条第17号」を「第17号」に改め、同項を8の9 8とする。

9.8の7 9中「第62条第15号」を「第62条第1項第15号」に、「同条第16号」を「第16号」に、「同条第17号」を「第17号」に改め、同項を8の9-9とする。

10.8の7 10中「第62条第20号」を「第62条第1項第20号」に改め、同項(6)の八中「後記8の7 11(6)(軽減税率適用貨物に係る帳簿等の備付け)」を「後記8の9 11の(6)(軽減税率等適用貨物に係る帳簿等の備付け)」に改め、同項を8の9 10とする。

11.8の7 11の見出しを「(軽減税率等適用貨物に係る帳簿等の備付け)」に改め、同項中「軽減税率の適用」を「軽減税率又は譲許の便益の適用」に、「((軽減税率の適用についての手続等))」を「((軽減税率等の適用についての手続等))」に改め、同項の(1)中「第62条第6号」を「第62条第1項第6号」に改め、同項の(2)中「第62条第8号」を「第62条第1項第8号」に改め、同項の(3)中「第62条第9号」を「第62条第1項第9号」に改め、同項(4)の「第62条第11号」を「第62条第1項第11号」に改め、同項の(5)中「第62条第20号」を「第62条第1項第20号」に改め、同項の(6)中「「軽減税率適用物品に関する帳簿」」を「「軽減税率等適用物品に関する帳簿」」に改め、同項を8の9-11とする。

12.8の7 12中「第62条第14号」を「第62条第1項第14号」に改め、同項を8の9 12とする。

13.8の7 13を8の9 13とし、8の7 14を8の9 14とし、8の7 15を8の9 15とする。

14.第12節の次に次の1節を加える。

第12の2節 メキシコ税率の適用を受ける物品に対する関税割当制度の適用等

(メキシコ協定に基づく関税割当制度の適用)

8の7-1 法第8条の7第1項から第3項((メキシコ協定に基づく関税割当制度))及び第8条の8((メキシコ協定に基づく市場の開拓等を目的とした関税割当制度))の規定による関税割当制度の適用については、定率法基本通達9の2-1(関税割当制度の適用を受ける輸入貨物の取扱い)から9

の2-4(関税割当証明書の提出猶予された貨物の輸入手続)までの規定を準用する。この場合において、「関税割当制度に関する政令(昭和36年政令第153号。以下、この節において「割当政令」という。)

第3条第1項((証明書の提出))とあるのは「経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定に基づく関税割当制度に関する政令(平成17年政令第35号。以下この節及び関税暫定措置法基本通達(昭和48年8月15日蔵関第1150号)8の9-1において「メキシコ協定割当政令」という。)

第2条第1項((関税割当証明書の提出))と、「割当政令」とあるのは「メキシコ協定割当政令」と、「第2条第3項((証明書の発給))」とあるのは「第1条第9項((関税割当証明書の発給))」と、「暫定法別表第一に規定する一定の数量を限度として定められている税率」とあるのは「経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定附属書1の日本国の表において関税の譲許が一定の数量を限度として定められている物品の当該譲許の便益」と、「第3条第2項((輸入申告者))」とあるのは「第2条第2項((輸入申告者))」と、「第2条第4項((証明書の有効期間))」とあるのは「第1条第10項((関税割当証明書の有効期間))」と、「関税割当貨物証明書第 号」とあるのは「メキシコ協定関税割当貨物関税割当証明書第 号」と、「第3条第1項ただし書((証明書の提出の猶予))」とあるのは「第2条第1項ただし書((関税割当証明書の提出の猶予))」と、「関税割当証明書提出猶予申請書」(T-1000)」とあるのは「メキシコ協定関税割当証明書提出猶予申請書」(T-1000-2)」と、「第3条第1項ただし書」とあるのは「第2条第1項ただし書」と読み替えるものとする。

なお、蔵入承認申請が行われた場合に、当該申請に係る貨物が経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定に基づく関税割当制度を適用して輸入しようとするもののうち、メキシコ協定割当政令別表第2第1項若しくは第2項又は同令別表第3第1項に該当するものである場合には、蔵入承認申請書の提出の際にメキシコ協定割当政令第1条第9項((関税割当証明書の発給))に規定する関税割当証明書(当該貨物と同一の品目に係る割当てがされているものに限る。)の提示を求める。

(更正等が行われた場合のメキシコ税率の適用等)

8の7-2 法第8条の7第4項((メキシコ協定に基づく関税割当制度等の適用の停止))の規定による関税の譲許の適用については、前記8の4-1(特定特惠鉱工業産品等に係る限度額等の管理等)のなお書及び8の4-2(特惠関税の適用停止の際の取扱い)の(4)の規定を準用する。この場合において、「特惠関税」とあるのは「メキシコ税率」と、「特惠対象物品」とあるのは「メキシコ協定附属書1の日本国の表において関税の譲許が一定の額を限度の基準として定められている物品」と、

「法第8条の4第1項」とあるのは「法第8条の7第4項」と、「原産地証明書等」とあるのは「メキシコ協定原産地証明書等」と読み替えるものとする。

15.9 1中「第9条第1項」を「第9条」に、「その軽減若しくは免除を受け、又は軽減税率」を「その免除を受け、若しくは軽減税率若しくは譲許の便益」に改め、同項の(1)中「軽減若しくは」を削り、同項の(5)中「第8条の7」を「第8条の9第1項」に、「第62条第1号」を「第62条第1項第1号」に改める。

16.9-2中「第9条第1項」を「第9条」に改め、同項の(1)の口中「第8条の7」を「第8条の9第1項」に、「第62条第1項」を「第62条第1項第1号」に改め、同項の(1)の八中「第8条の7」を「第8条の9第1項」に、「第62条第20号」を「第62条第1項第20号」に改める。

第4 外国貿易等に関する統計基本通達(昭和59年10月17日蔵関第1048号)の一部を次のように改正する。

別紙第7の減免税条項等符号表(暫定法の部)の表中

28041	法第8条の7 令第62条第1号	軽減税率適用品目 (学校給食用ミルク及びクリーム)	
28042	法第8条の7 令第62条第2号	" (配合飼料製造用ミルク及びクリーム)	
28043	法第8条の7 令第62条第3号	" (配合飼料製造用ホエイ等)	
28044	法第8条の7 令第62条第4号	" (乳幼児用調製粉乳製造用ホエイ等)	
28008	法第8条の7 令第62条第5号	" (プロセスチーズの原料用のチーズ及びカード)	
28001	法第8条の7 令第62条第6号	" (コーンスターチ製造用とうもろこし)	
28004	法第8条の7 令第62条第8号	" (丸粒とうもろこし)	
28038	法第8条の7 令第62条第9号	" (コーンフレーク等製造用とうもろこし)	
28045	法第8条の7 令第62条第10号	" (でん粉糖等製造用とうもろこしでん粉等)	
28009	法第8条の7 令第62条第11号	" (アルコール製造用糖みつ)	を
28030	法第8条の7 令第62条の第12号	" (チョコレート製造用のココアを含有する調製食料品)	
28003	法第8条の7 令第62条第13号	" (トマトケチャップ等製造用のトマトピューレ及びトマトペースト)	

28060	法第 8 条の 7 令第 62 条第 14 号	" (石油化学製品製造用原油)		
28011	法第 8 条の 7 令第 62 条第 15 号	" (石油化学製品製造用揮発油)		
28061	法第 8 条の 7 令第 62 条第 16 号	" (石油化学製品製造用灯油)		
28062	法第 8 条の 7 令第 62 条第 17 号	" (石油化学製品製造用軽油)		
28012	法第 8 条の 7 令第 62 条第 19 号	" (製油原料用重油及び粗油)		
28019	法第 8 条の 7 令第 62 条第 20 号	" (農林漁業用重油及び粗油)		
28037	法第 8 条の 7 令第 62 条第 21 号	" (電解精製用鉛の塊 [課税価格が 165.37 円 / kg 超のもの])	」	
「	28041	法第 8 条の 9 第 1 項 令第 62 条第 1 項第 1 号	軽減税率等適用品目 (学校給食用ミルク及びクリーム)	
	28042	法第 8 条の 9 第 1 項 令第 62 条第 1 項第 2 号	" (配合飼料製造用ミルク及びクリーム)	
	28043	法第 8 条の 9 第 1 項 令第 62 条第 1 項第 3 号	" (配合飼料製造用ホエイ等)	
	28044	法第 8 条の 9 第 1 項 令第 62 条第 1 項第 4 号	" (乳幼児用調製粉乳製造用ホエイ等)	
	28008	法第 8 条の 9 第 1 項 令第 62 条第 1 項第 5 号	" (プロセスチーズの原料用のチーズ及びカード)	
	28001	法第 8 条の 9 第 1 項 令第 62 条第 1 項第 6 号	" (コーンスターチ製造用とうもろこし)	
	28004	法第 8 条の 9 第 1 項 令第 62 条第 1 項第 8 号	" (丸粒とうもろこし)	
	28038	法第 8 条の 9 第 1 項 令第 62 条第 1 項第 9 号	" (コーンフレーク等製造用とうもろこし)	
	28045	法第 8 条の 9 第 1 項 令第 62 条第 1 項第 10 号	" (でん粉糖等製造用とうもろこしでん粉等)	
	28009	法第 8 条の 9 第 1 項 令第 62 条第 1 項第 11 号	" (アルコール製造用糖みつ)	
	28030	法第 8 条の 9 第 1 項 令第 62 条第 1 項第 12 号	" (チョコレート製造用のココアを含有する調製食料品)	に
	28003	法第 8 条の 9 第 1 項 令第 62 条第 1 項第 13 号	" (トマトケチャップ等製造用のトマトピューレー及びトマトペースト)	

28060	法第 8 条の 9 第 1 項 令第 62 条第 1 項第 14 号	” (石油化学製品製造用原油)
28011	法第 8 条の 9 第 1 項 令第 62 条第 1 項第 15 号	” (石油化学製品製造用揮発油)
28061	法第 8 条の 9 第 1 項 令第 62 条第 1 項第 16 号	” (石油化学製品製造用灯油)
28062	法第 8 条の 9 第 1 項 令第 62 条第 1 項第 17 号	” (石油化学製品製造用軽油)
28012	法第 8 条の 9 第 1 項 令第 62 条第 1 項第 19 号	” (製油原料用重油及び粗油)
28019	法第 8 条の 9 第 1 項 令第 62 条第 1 項第 20 号	” (農林漁業用重油及び粗油)
28037	法第 8 条の 9 第 1 項 令第 62 条第 1 項第 21 号	” (電解精製用鉛の塊 [課税価格が 165.37 円/kg 超のもの])
28063	法第 8 条の 9 第 2 項 令第 62 条第 2 項	” (トマトケチャップ等製造用のトマトピューレー及びトマトペースト)

改める。

第 5 条約等基本通達 (昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 106 号) の一部を次のように改正する。

1.1 1 の(1)中「後記 3-1 (新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定) に規定するシンガポール協定」を「新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定 (後記 3-1) 及び経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定 (後記 3-2)」に改め、同項の(1)のイ中「カナダ」の次に「、中華人民共和国」を加え、「ニュー・ジーランド」を「ニュージーランド」に改める。

2.3 1 中「((シンガポール原産地証明書))」を「((シンガポール協定原産地証明書))」に改める。

3.3 1 の次に次の一項を加える。

3.2 経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定 (平成 17 年条約第 8 号)

この協定の実施に当たり、同協定に基づくメキシコ産品に対する税率 (メキシコ税率) 及び同協定第 4 章 ((原産地規則)) において定める原産地規則並びに同協定第 39 条、第 44 条、第 48 条及び第 49 条 ((原産地証明書・原産品であることについての確認・輸送中の産品又は蔵置されている産品・定義)) の規定において定めるメキシコ協定原産地証明書及び税関手続については、関税法第 3 条ただし書 ((条約による特別規定)) の規定により直接適用することとし、原産地確認のための証明書類の提出等の手続規定については、関税法施行令第 61 条第 1 項第 3 号 ((メキシ

コ協定原産地証明書))に規定があるので、その実施に当たっては、これらの規定どおり取り扱う(なお、関税関係通達の該当規定を参照。)

なお、同協定第 165 条((合同委員会))に規定する合同委員会が協定発効の日採択する同協定第 10 条((統一規則))に規定する統一規則の附属書 2- B (List of Specifically Described Goods) に記載された貨物である場合、メキシコ税率の適用を受けるためには、同協定第 4 章及び同協定附属書 4((品目別原産地規則))に規定する要件を満たし、かつ、当該貨物に係る統一規則の附属書 2- B に記載された記述(品名)がメキシコ協定原産地証明書の「6. Description of goods」の欄に記載されていないこととなつている。したがつて、輸入申告に係るメキシコからの貨物が統一規則の附属書 2- B に記載されているものである場合には、当該貨物に係る同附属書 2- B に記載された記述(品名)がメキシコ協定原産地証明書の「6. Description of goods」の欄に記載されているか否かを確認する必要があるので、留意する。

第 6 税関様式関係通達(昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号)の一部を次のように改正する。

(税関様式の一部改正)

1. 税関様式 C 第 5292 号の次に税関様式 C 第 5293 号として別紙 1 を加える。
2. 税関様式 C 第 5295 号を別紙 2 のように改める。
3. 税関様式 T 第 1000 号の次に税関様式 T 第 1000 - 2 号として別紙 3 を加える。
4. 税関様式 T 第 1140 号を別紙 4 のように改める。
5. 税関様式 T 第 1285 号を別紙 5 のように改める。
6. 税関様式 T 第 1685 号を別紙 6 のように改める。
7. 税関様式 T 第 1670 号を別紙 7 のように改める。
8. 税関様式 P 第 8050 号を別紙 8 のように改める。

(記載要領及び留意事項の一部改正)

1. 輸入(納税)申告書(内国消費税等課税標準数量等申告書兼用)(C - 5020)中「申告貨物がシンガポール税率」の次に「又はメキシコ税率」を、「識別符号「F」を記載する。」の次に「ただし、メキシコ税率のうち、経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定に基づく関税割当制度に関する政令(平成 17 年政令第 35 号)に基づき、経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定(平成 17 年条約第 8 号)附属書 1 の日本国の表において関税の譲許が一定の数量を限度として定められている物品の当該譲許の便益を適用する場合には、細分番号(3けた)の末尾に「F」の記載に代えて識別符号「K」を記載する。」を加え、「及びシンガポール税率」を「

シンガポール税率及びメキシコ税率」に改める。

2. 用途外使用等承認申請書（T - 1140）中「関税の軽減又は免除を受けた用途」を「関税の軽減又は免除等を受けた用途」に、「軽減税率の適用を受けた」を「軽減税率若しくは譲許の便益の適用を受けた」に改め、「軽減税率適用貨物」の次に「若しくは譲許の便益を適用した貨物」を加える。